

## 福島市創業応援利子補給交付要綱を廃止する要綱

福島市創業応援利子補給交付要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この要綱による廃止前の福島市創業応援利子補給交付要綱第6条の規定により補助金の交付の決定を受けている者に係る補助金の申請、交付、実績報告、額の確定、交付決定の取消し及び返還等については、施行日以降においても、なお従前の例による。